

「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」適用範囲

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）

( 1 ) 自動車・同附属品製造業

E311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

3112 自動車車体・附随車製造業

3113 自動車部分品・附属品製造業

( 2 ) (1)に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

E310 管理，補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)

3100 主として管理事務を行う本社等

3109 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

( 3 ) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（ 1 ）  
に掲げる産業に分類されるものに限る。）

L7282 純粋持株会社